

平成 2 8 年 度

予 算 概 算 決 定 の 概 要
消 費 ・ 安 全 局 動 物 衛 生 課

平 成 2 7 年 1 2 月

農 林 水 産 省

50 家畜衛生等総合対策

【5, 546（5, 547）百万円】

対策のポイント

畜産振興及び畜産物の安定供給を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4, 873（5, 016）百万円
 - (1) 家畜疾病発生時においても相互に貿易が継続できる仕組みの構築を進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視、国際共同研究による防疫体制の強化等を行います。
また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤を選定し、需要量急増に備えた保管等を支援します。
 - (2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。
〔委託費、補助率：10／10、1／2等〕
〔委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等〕
2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 457（299）百万円
人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。
〔事業実施主体：動物検疫所〕
3. 産業動物獣医師の育成・確保 154（148）百万円
産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。
〔補助率：1／2以内等〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
4. 水産防疫体制の充実・強化 63（85）百万円
疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行います。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

- 〔お問い合わせ先：〕
- | | | |
|--------|----------------|----------------|
| 1、2の事業 | 消費・安全局動物衛生課 | (03-3502-5994) |
| 3、4の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-2103) |

家畜伝染病予防費負担金

【2, 308 (2, 308) 百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾病的が発生しており、これらの疾病的の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的の発生予防及びまん延防止

<内容>

1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
- ② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
- ③ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 負担率 10/10、1/2 (法律補助)

4. 事業実施期間 昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

患畜処理手当等交付金

【923（923）百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患のまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾患が発生しており、これらの疾患の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患のまん延防止

<内容>

1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

2. 交付先 家畜等の所有者

3. 交付率 10／10、1／2（法律補助）

4. 事業実施期間 昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

【931（942）百万円】

対策のポイント

我が国のBSE対策の監視を維持し、消費者や生産者の信頼を回復するため、死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。

<背景／課題>

- ・死亡牛のBSE検査は、BSEの浸潤状況を把握し、飼料規制などのBSE対策が有効に機能しているか確認するために行われるものです。
- ・我が国は、これまでの死亡牛のBSE検査実績の評価を踏まえ、国際獣疫事務局（OIE）総会において、平成25年5月に「無視できるBSEリスクの国」として認定されたところです。
- ・平成27年度から死亡牛のBSE検査対象月齢を24か月齢以上から48か月齢以上に引き上げており、今後も引き続きBSE検査を実施しBSE対策の有効性を確認するとともに、同病の有病率を把握するためにも、国内の監視を継続する必要があります。

政策目標

死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

<内容>

1. 事業内容

（1）死亡牛のBSE検査に対する助成

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査に対して助成を行います。

（2）死亡牛の運搬、処理等に対する助成

死亡牛BSE検査を確実に実施するため、同検査の対象となる死亡牛の運搬、処理等に対して助成を行います。

2. 事業実施主体

民間団体等

3. 補助率

定額、1／2以内

4. 事業実施期間

平成17年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

家畜生産農場清浄化支援対策事業

【573（715）百万円】

対策のポイント

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾患の清浄化・発生予防に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

<背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾患の清浄化には地域一体となった取組が重要であり、生産者が主体的に疾患の清浄化対策を進めていくことが必要です。
- ・予防法や治療法がない伝染性疾患（牛のヨーネ病、牛白血病）について、清浄化を図るため、発生農場等における重点的な検査や感染家畜の自主とう汰（ヨーネ病）等を推進することが必要です。また、全国的にほぼ清浄化を達成した豚のオーエスキー病についても、清浄性を維持・確認するための積極的な検査等が必要です。
- ・さらに、牛ウイルス性下痢・粘膜病についても、感染した家畜が顕著な臨床症状を呈さないまま感染を拡大させることから、近年、発生頭数が増加するなど問題となっています。このため、発生農場等における重点的な検査や感染家畜の自主とう汰等を通じて清浄化を図ることが急務です。
- ・平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が強化されたことから、同基準に基づく管理を早期に徹底するため、生産者による飼養衛生管理の向上に対する取組を支援することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾患の感染拡大防止・清浄化の推進
- 牛ウイルス性下痢・粘膜病の国内清浄化
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 吸血昆虫が媒介する流行性疾患の発生予防

<内容>

1. 事業内容

(1) 疾病清浄化支援対策

① ヨーネ病対策

牛のヨーネ病の清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の重点的な検査及び検査で陽性となった牛のとう汰を支援します。

② 牛白血病対策

牛白血病の感染拡大を防止するため、発生農場等での重点的な検査や共同放牧場での検査及び吸血昆虫の駆除対策等を支援します。

③ 牛ウイルス性下痢・粘膜病対策

牛ウイルス性下痢・粘膜病の清浄化を推進するため、発生農場等の重点的な検査、本病の持続感染牛のとう汰等を支援します。

④ 豚疾病防疫支援対策

豚のオーエスキー病の清浄性を維持・確認するため、清浄地域における抗体検査等を支援するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。

(2) 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援します。

2. 事業実施主体

民間団体等

3. 補助率

定額、1／2以内

4. 事業実施期間

平成28年度～35年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

農場生産衛生強化推進事業（拡充）

【18（11）百万円】

対策のポイント

HACCPの考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（農場HACCP）への取組を強化することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保し、畜産物の付加価値や国内外の消費者への訴求力を高めます。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性を向上させるため、生産農場における衛生管理に、危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を採り入れ、家畜の飼養者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場HACCP）の取組を推進してきたところです。
- ・農場HACCPを定着させるためには、農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を増強することに加え、地域で農場HACCP導入による畜産物の高付加価値化に取り組む農家を増やし、これらの取組事例を周知することが重要です。

政策目標

平成30年度までに農場HACCPに取り組む農場及び認証農場を更に拡大（取組農場：約10,000戸、認証農場：約500戸）

<内容>

1. 事業内容

（1）農場指導員の養成

農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を増強するため、養成カリキュラムの検討・充実や養成研修を実施します。

（2）地域生産衛生の高度化支援（拡充）

効率的な農場HACCPの普及のため、農場HACCP導入による高付加価値化に地域で取り組む場合に必要な推進会議の開催費、農場HACCP認証取得のための技術指導に係る経費を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1／2以内

4. 事業実施期間 平成19年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03－3502－8292）]

家畜疾病診断精度管理向上事業委託費

【19（20）百万円】

対策のポイント

各都道府県が家畜保健衛生所等の精度管理体制を構築するため、家畜保健衛生所等において精度管理をモデル的に実施し、その結果を検証します。

<背景／課題>

- ・高病原性鳥インフルエンザ等の重要な疾病を早期に摘発するため、各都道府県の家畜保健衛生所等において精度の高い検査を行うことは、我が国における家畜の伝染性疾病的清浄性維持の観点のみならず、我が国の家畜疾病の診断体制に対する輸出先国の信頼を確保する観点からも必要です。
- ・各家畜保健衛生所等において迅速かつ正確な検査を行うためには、組織的に系統だった精度管理の実施により検査結果に対する信頼性の向上を図ることが重要です。

政策目標

平成29年度までに、病性鑑定機能を有する家畜保健衛生所等（全国50か所）に精度管理体制のモデルを構築

<内容>

1. 事業内容

平成27年度事業で作成した内部精度管理ガイドライン、外部精度管理実施要領等に基づき、家畜保健衛生所等において内部精度管理及び外部精度管理をモデル的に実施し、構築された精度管理体制の結果を検証するとともに、当該検証の結果に基づきガイドライン等の改善を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成27年度～29年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

緊急時ワクチン等流通体制構築事業委託費

【6（6）百万円】

対策のポイント

「動物用ワクチン等保管事業」の保管対象ワクチン等の選定及び保管量を算定するとともに、緊急時における当該ワクチン等の流通体制を構築します。

<背景／課題>

- ・「動物用ワクチン等保管事業」を実施するためには、ワクチン等の流通在庫の調査、緊急時におけるワクチン等の需要量予測等に基づき、保管対象ワクチン等の選定及び適切な保管量の算定が必要です。
- ・また、緊急時における保管対象ワクチン等の効率的な利用のため、ワクチン等の流通体制の構築が必要です。

政策目標

- 「動物用ワクチン等保管事業」の保管対象ワクチン等の選定及び適切な保管量の算定
- 需要急増時に備えた動物用ワクチン等の流通体制の構築

<内容>

1. 事業内容

- (1) 国内のワクチン等の流通調査・分析及び保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定をします。
- (2) ワクチン等の緊急時流通データベース及びワクチン等の緊急時流通調整マニュアルの整備・更新をします。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

動物用ワクチン等保管事業

【20（32）百万円】

対策のポイント

豚流行性下痢のワクチン等について、需要急増時に備えた保管を支援します。

<背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病が流行し、ワクチン等の需要が急増した場合に、ワクチン等製造メーカーによるワクチン等の供給が円滑に行われなければ、当該疾病が急速にまん延し、畜産物の安定供給に支障を生じる懸念があります。
- ・このような事態を未然に回避するため、製造メーカーが平常時に販売が見込まれる数量以上の一定量のワクチン等を保管し、緊急時に必要なワクチン等を安定的に供給する体制が必要です。

政策目標

国が選定する動物用ワクチン等の保管支援及び緊急時における安定供給の推進

<内容>

1. 事業内容

- (1) ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費等を支援します。
- (2) ワクチン等の保管に必要な冷蔵装置の整備費用を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費（拡充）

【76（59）百万円】

対策のポイント

国家防疫上重要な家畜の伝染性疾病的監視・早期診断体制を整備します。

<背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病的の発生・まん延を防止するためには、家畜群への伝染性疾病的の侵入を監視するとともに、伝染性疾病的が侵入した場合に早期に摘発できる検査体制を整備し、適切な防疫措置を講じることが重要です。
- ・このため、国家防疫上重要な疾病について、市販されていない検査用試薬の製造・配布、技術研修等を行い、診断体制を整備するとともに、流行している病原体の特性を踏まえた的確な診断、防疫措置及び原因究明を実施するため、原因となる病原体を収集し、性状解析を行うことが不可欠です。
- ・また、野生動物での伝染性疾病的の発生状況を適切に監視することは、家畜群への伝染性疾病的の侵入防止対策を講じる上で不可欠であり、また、畜産物を輸出する際に相手国から求められる条件にもなっています。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病的の検査用試薬の製造・配布
- 診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析
- 家畜の伝染性疾病的の診断体制強化
- 野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病的の監視体制の整備

<内容>

1. 事業内容

(1) 家畜伝染病早期診断体制整備事業（拡充）

① 家畜の伝染性疾病的の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布

口蹄疫、鳥インフルエンザ、コロナウイルス病、アルボウイルス感染症等の防疫上重要な疾病的の診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、検査用試薬の製造及び配布を行います。

② 家畜の伝染性疾病的の診断体制強化

口蹄疫等の国家防疫上重要な疾病的の診断体制整備のための技術研修や確定診断能力を強化します。

(2) 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病的の感染状況を検査するとともに、得られた結果から、野生動物での疾病的の発生状況を評価します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成26年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 馬術競技場における衛生管理事業委託費（新規）

【17（一）百万円】

対策のポイント

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止します。

<背景／課題>

- ・馬ピロプラズマ病は、ダニによって媒介される馬に貧血、発熱等を起こす伝染病で、我が国での発生は確認されていません。
- ・本病に対する有効なワクチンや治療法はなく、一度侵入すると常在化するおそれがあり、清浄化は困難な病気です。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるために、競技場の適切な衛生管理を行い、本病の侵入・まん延の防止を図ります。

政策目標

- 我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

<内容>

1. 事業内容

馬術競技場及びその周辺においてダニの生息調査の実施

- (1) 馬術競技場及びその周辺において分布するダニの生息調査を行い、分布するダニを同定します。
- (2) ダニの生息分布状況を踏まえた最適な駆除計画を策定します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成28年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）]

国際共同研究による重要家畜伝染病対策事業委託費（新規）

【13（一）百万円】

対策のポイント

近隣諸国との共同研究により、畜産業に多大な影響を及ぼす伝染性疾病に関する最新の知見を入手し、我が国の防疫体制を強化します。

<背景／課題>

- ・近隣諸国・地域では、畜産業に多大な影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生が継続しており、我が国への侵入リスクは依然として高い状況にあります。
- ・本病の発生予防及び侵入・まん延の防止のためには、我が国単独の取組のみならず、近隣諸国と連携し対応することも不可欠です。

政策目標

- 我が国を含む東アジア地域での鳥インフルエンザ発生件数を最小限に抑制
- 口蹄疫ワクチンのより効果的な選択方法及び簡易検査法の確立による口蹄疫に対する防疫体制の強化

<内容>

1. 事業内容

（1）鳥インフルエンザ（AI）関連

- ① 我が国及び近隣諸国それぞれにおいて、農場周辺における小型野生動物の生息調査を行い、これらの動物のAI流行株に対する感受性試験を実施します。
また、AI流行株の遺伝子学的解析を実施して、近隣諸国とそれらの結果について共有します。
- ② 我が国及び近隣諸国それぞれにおいて、農場への侵入リスクが高まっている地域を中心として、野鳥におけるAIウイルスの保有状況を監視して、近隣諸国とそれらの結果について共有します。

（2）口蹄疫関連

- ① 家畜から分離されたウイルスに対する口蹄疫ワクチンの効果を判定する方法を検証し、迅速かつ的確に口蹄疫ワクチンの選択ができるようにします。
- ② 近隣諸国と連携して、開発中の口蹄疫簡易検査法の有効性を野外において確認し、迅速な診断体制を構築します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成28年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

動物疾病基幹診断施設のISO 17025等 外部精度管理支援事業（新規）

【16（一）百万円】

対策のポイント

我が国の診断・検査体制への信頼性の向上のため、動物疾病基幹診断施設の外部精度管理を支援します。

<背景／課題>

- ・動物衛生に係る国際機関である国際獣疫事務局（OIE）が認定する基幹診断施設は、国際的な診断技術の標準化及び防疫体制の確立に貢献するとともに、国内における確定診断、技術普及等においても先導的な役割を果たしています。
- ・OIEはこれらの基幹診断施設に対し、平成29年までに検査の精度管理のための外部認証となるISO 17025等を取得することを要件としています。
- ・また、我が国の畜産物の輸出を促進するためには、我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の確保が必要です。

政策目標

- 基幹診断施設のISO 17025等の取得
- 動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進（牛肉については2020年までに輸出額250億円を目標）

<内容>

1. 事業内容

ISO 17025等の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成28年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03－3502－8295）]

消費・安全対策交付金（ソフト）における 家畜衛生の推進（拡充）

【消費・安全対策交付金 1, 810（1, 789）百万円の内数】

対策のポイント

地域の自主性を活かし、家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備や生産性を阻害する慢性疾病等の被害低減対策等の取組を進めます。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性向上のみならず、畜産農家の所得増加・経営安定を達成するためには、家畜の伝染性疾病による損失の防止が不可欠であり、地域において積極的に事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・特に、喫緊の課題として、家畜保健衛生所が行う家畜の伝染性疾病的診断の迅速性及び信頼性の向上を図るための取組、鳥インフルエンザの発生のおそれが高まっている場合に養鶏主産地域にある野鳥の飛来地周辺での緊急消毒等を推進する必要があります。

政策目標

家畜伝染病が発生した場合において、まん延防止措置を適切にできていないためまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<内容>

1. 事業内容

(1) 監視体制の整備（拡充）

家畜衛生関連情報の収集、動物由来感染症等のモニタリングの実施・検査体制の整備、飼養衛生管理基準の農家への普及や特定家畜伝染病防疫指針等に基づく農家に対する指導、検査機器の校正等を実施するとともに、全ての家畜保健衛生所において遺伝子検査が実施可能な体制の整備を支援します。

(2) 危機管理体制の整備

防疫演習の実施、と殺家畜の輸送体制の構築、都道府県や大学等の広域的な連携の推進等による病性鑑定ネットワーク体制の構築等の取組を支援します。

(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進

地域で課題となっている生産性を阻害する慢性疾病等について、発生状況の調査、農家に対する管理指導研修、その他関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等による損失防止の取組を支援します。

(4) 畜産物の安全性向上

畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理の普及・定着等による畜産物の高付加価値化の取組を支援します。

(5) 農場バイオセキュリティの向上（拡充）

地域一体となった、防鳥ネットの設置等野生動物の侵入防止・駆除、消毒用機器等の資材の整備等、農場のバイオセキュリティの向上による経営安定の取組を支援します。

また、都道府県が指定するPED特別防疫対策地域において実施される地域の緊急消毒等に加え、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生のおそれが高まっている場合に養鶏主産地域にある野鳥の飛来地周辺での緊急消毒等の取組を支援します。

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率

9／10以内、1／2以内、1／3以内

4. 事業実施期間

平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

消費・安全対策交付金（ハード）における 家畜衛生の推進（拡充）

【消費・安全対策交付金 1, 810（1, 789）百万円の内数】

対策のポイント

地域の自主性を活かし、家畜保健衛生所が適切な病性鑑定を実施するために必要な施設整備や、地域における疾病のまん延を防止するために必要な施設整備の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性向上のみならず、畜産農家の所得増加・経営安定を達成するためには、家畜の伝染性疾病による損失・損耗の防止が不可欠であり、地域において積極的に事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・このため、病原体の管理・処理を適切に行うために必要な高度なバイオセキュリティを完備した迅速・的確な病性鑑定を実施するための施設を整備することにより、都道府県における家畜防疫の実施機関である家畜保健衛生所の機能を向上させることが必要です。
- ・また、地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りすると畜場・食鳥処理場、家畜市場等の出入口における徹底した消毒が必要です。

政策目標

家畜伝染病が発生した場合において、まん延防止措置を適切にできていないためまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<内容>

1. 事業内容

（1）高度バイオセキュリティ対応施設の整備（拡充）

- ① 家畜の伝染性疾病の発生時に迅速かつ安全に病性鑑定を実施するため、高度なバイオセキュリティを完備した検査施設や、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設を有した病性鑑定施設等を整備します。
- ② 近年、重要性が高まっている遺伝子検査について、検査結果に影響が出ないよう交差汚染を防止する環境を整備するため、遺伝子検査専用の検査施設を整備します。

（2）地域における車両消毒施設の整備

地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りすると畜場・食鳥処理場、家畜市場等の出入口において、車両消毒施設を整備します。

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率

1／2以内

4. 事業実施期間

平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

動物検疫所の検疫事業費（拡充）

【884（787）百万円】

対策のポイント

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止するとともに、農畜産物の輸出促進に貢献すべく、動物検疫体制の充実強化を図ります。

<背景／課題>

- ・国際物流の進展、訪日外国人旅行者の拡大等により、国内各地における海外との人や物の動きが一層活発化しています。
- ・一方、近隣アジア諸国をはじめ、海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が拡大しており、我が国へのこれらの疾病の侵入が危惧されているため、輸出を促進する上でも侵入防止に万全を期す必要があります。
- ・また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは様々な国から馬術用馬の輸入が予定されており、国際基準に合致した検査体制を整備する必要があります。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底
- 国際基準に合致した検査体制の整備

<内容>

1. 事業内容

家畜の伝染性疾病の検疫体制の強化（拡充）

（1）増加する訪日外国人旅行者等への総合的な対策の強化

- ① 民間事業者の活用により、成田国際空港及び関西国際空港に検疫探知犬各2頭を増頭し、旅客の携帯品の検査体制を強化します。
- ② 多言語ポスター・リーフレットの事前配布・設置により、訪日外国人旅行者等に対する事前型周知・広報を強化します。

（2）国際基準に合致した検査体制の整備

- ① 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、レファランス・ラボラトリー[※]等の海外専門機関での技術習得等により、馬の伝染性疾病の検査体制を早急に構築します。
- ② 家畜の輸出入検査体制を強化するため、検査機器の整備及び検査技術の向上を図ります。

※ レファランス・ラボラトリーとは、国際獣疫事務局（OIE）が疾病毎に認定する国際的な診断助言施設である

2. 事業実施主体

動物検疫所

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）]